

(仮称) 杉並区公契約条例の制定に向けた取組について

区が締結する契約等（以下「公契約」という。）に関する基本的な方針を明らかにし、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な品質を確保することを目指して「(仮称) 杉並区公契約条例」（以下「条例」という。）を制定することとし、以下の取組を進める。

1 条例制定の背景と必要性

これまで区では、平成 23 年に策定した「杉並区公共調達指針」に基づき、公契約の手続きの透明性や公正な競争の確保、不正行為の排除等の基本的な考え方に立って、入札・契約制度改革を進めてきた。また併せて、「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」に基づき、委託業者（指定管理者含む）に対して、労働関係法令遵守報告書の提出を求めことや、社会保険労務士による調査（労働環境モニタリング）を実施すること等の取組も推進してきたところである。

そうした中、近年、働き方改革への対応が進められているほか、地域インフラの整備に携わる建設業の中長期的な担い手の確保や、大規模災害等を想定し、地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組の必要性が指摘されるなど、公契約を取り巻く環境には大きな変化が生じている。

こうした環境変化への対応を図りつつ、これまで行ってきた労働環境整備の取組をさらに充実させ、区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保していくためには、条例を制定し、より実効性のある取組を推進していく必要がある。

2 条例に盛り込む主な事項（別紙：条例大綱）

- (1) 条例制定の意義・理念と公契約に係る基本方針
- (2) 対象となる労働者の範囲と労働報酬下限額の設定等の規定
- (3) 対象となる公契約の範囲と契約条項（仕様書）において定める内容
- (4) 区の権限（立ち入り調査や違反事実の公表等）
- (5) (仮称) 杉並区公契約審議会の設置

3 その他

これまで実施してきた労働関係法令遵守報告書の提出等の取組については、条例の規定内容との整合性を図った上で、引き続き運用する。

また、区内業者の育成を図るために実施してきた杉並区入札・契約制度臨時的措置要綱等に基づく措置内容については、令和 2 年度は継続して実施することとし、令和 2 年度中に条例の基本方針を踏まえ、再構築する方向で検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------|------------------------------|
| 令和元年 12 月 | 区民等の意見提出手続を実施（12/1～1/6） |
| 令和 2 年 2 月 | 令和 2 年第 1 回区議会定例会に条例案を提出 |
| 8 月 | 条例施行 |
| | 令和 3 年 4 月 1 日以降に締結する公契約から適用 |

条例に盛り込む主な事項（条例大綱）

（１）条例制定の意義・理念と公契約に係る基本方針について

- ・この条例は、公契約に係る基本方針を定め、適正な競争に基づく公平かつ公正な入札・契約制度の確立と公契約に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進させるとともに、公契約の品質及び適正な履行の確保を図り、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ・公契約に係る手続きの透明性の確保や不正行為の排除、区と受注者の対等な関係に基づく公契約に関する施策の適正な運用、労働者の適正な労働環境の確保、区内業者の受注機会の確保、区が推進する施策の実現に寄与する事業者の適正な評価等について公契約に係る基本方針として定める。
- ・区と受注者のそれぞれが果たすべき基本的な責務を定める。

（２）対象となる労働者の範囲と労働報酬下限額の設定等の規定について

- ・対象となる労働者は下請け業者の労働者や派遣労働者、一人親方等を含むものとする。
- ・労働者の適正な労働環境を確保するために必要な、受注者が支払う報酬の下限額（労働報酬下限額）の設定等について規定する。

（３）対象となる公契約の範囲と契約条項（仕様書）において定める内容について

- ・目的規定や基本方針等、区と受注者が守るべき基本的なルールについては、すべての公契約を対象とする。
- ・労働報酬下限額以上の報酬支払い義務や区への報告書の提出、受注者の連帯責任条項等、条例中の特定の規定を適用する公契約は一部の公契約とする（「特定公契約」）。
- ・特定公契約の範囲については、工事：予定価格 5,000 万円以上、委託：予定価格 1,000 万円以上のうち特定の業種に該当するもの、指定管理者と締結する協定：原則としてすべての協定を対象とする。
- ・特定公契約に該当する契約については、労働報酬下限額以上の報酬支払い義務や区への報告書の提出、受注者の連帯責任条項等の具体的な履行内容を契約条項（仕様書）において定めることとし、区と受注者の双方合意の上で適用させる。

（４）区の権限について

- ・公契約の内容に沿った履行を確認するための立ち入り調査や、違反事実があった場合の公表等、区の権限について規定する。

（５）（仮称）杉並区公契約審議会の設置について

- ・労働報酬下限額の設定にあたっては、受注者、労働者双方の代表や外部有識者を含む附属機関（（仮称）杉並区公契約審議会）を設置し、客観的かつ公平な議論を踏まえて設定する。
- ・（仮称）杉並区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定のほか、条例の運用状況に関する事項など、区長が特に必要と認める事項に関する審議も行う。